

平成 27 年度第 1 回 愛知県都市計画審議会常務委員会

平成 27 年 11 月 13 日（金）午後 2 時 58 分

愛知県議会議事堂 1 階 ラウンジ

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

定刻までには少しお時間がございますが、委員の皆様、全員お集まりですので、始めさせていただきます。

議事に入ります前に、愛知県都市計画審議会常務委員会について説明いたします。

お手元に審議会条例及び審議会運営規程の抜粋を配付させていただいておりますので、御覧ください。

当常務委員会は、愛知県都市計画審議会条例第 6 条の規定に基づき、当審議会の権限に属する事項で「軽易なもの」を処理するために、当審議会に設置され、審議会委員の皆様のうち、9 名の委員の方々に構成されております。

ここでいう「軽易なもの」とは、審議会運営規程第 11 条に規定されております。すなわち、名称の変更を始めとする軽易な都市計画の変更や、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置に関する事項等がこれに該当いたします。

そして今回は、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく 1 議案の御審議をお願いいたしますことから、審議会ではなく、常務委員会を開催するものでございます。

それでは、議事に先立ちまして、委員長から御挨拶をお願いいたします。

【委員長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

委員長を仰せつかっております黒田でございます。一言御挨拶申し上げます。

本日は、平成 27 年度第 1 回愛知県都市計画審議会常務委員会の開催にあたりまして、大変御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日上程いたします建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく議案でございますが、民間企業が行う事業に関するものでございます。したがって、審議案件は 1 件だけでございますけれども、それを理由に常務委員会の開催を先延ばしいたしますと、当該の企業の活動にいろいろ御迷惑をおかけする、停滞させてしまうかもしれないということがございますので、本日、本当に御多忙のところわざわざ足を運んでいただきまして、御審議をお願いするというところでございます。

委員の皆様方におかれましては、議事が円滑に進行するよう御協力をお願いいたしまして、簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

ありがとうございました。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当常務委員会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第6条第5項において読み替えて準用する第5条第2項の規定により、委員長が務めることになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、せんえつでございますが、議長を務めさせていただきます。

それでは、早速でございますが、会議を進めてまいりたいと思います。

まず最初に、愛知県都市計画審議会運営規程第13条におきまして読み替えて準用する第8条第1項の規定に基づき、議事録の署名者として、今回は後藤節子委員と谷口知美委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、早速、審議に入りたいと思います。

第1号議案「弥富市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。まず県当局の御説明をお願いいたします。

【尾張建設事務所建築課総括専門員 宇佐美秋緒】

尾張建設事務所建築課総括専門員の宇佐美でございます。よろしくお願いをいたします。

第1号議案「弥富市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速ですが、議案書は1ページから3ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は図面番号1から3を御覧ください。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が、特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が、都市計画上支障がないかを、御審議いただくものです。

申請者は、株式会社ヘイセイ、代表取締役、平沼健一。名称は、株式会社ヘイセイ弥富中間処理場、敷地の位置は、弥富市鍋田町六野36番1他1筆。敷地面積は、4,594.67m²でございます。処理施設は、がれき類の破砕を1日あたり720tの処理能力となっております。

ます。建築物は、事務所棟 1 棟で、鉄骨造 2 階建、延べ面積は 115.90m²でございます。

申請者は、平成元年と平成 3 年に産業廃棄物処分業の許可を受け、別敷地において焼却、破碎、選別の中間処理を行っております。このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、産業廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、がれき類の破碎施設の処理能力が 1 日あたり 5 t の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものであります。

次に、図面番号 1 の「総括図」を御覧ください。図面中央の赤塗りの部分が「建設地」でございます。当該建設地は、三重県との県境に近く、また弥富市の南部に位置し、湾岸弥富インターチェンジから西へ約 2 km の市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号 2 の「付近状況図」を御覧ください。建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。現況は資材置き場として申請者が利用しております。なお、周囲の状況は、北側に市道鍋田 40 号、3・1・263 号鍋田木場線並びに 1・2・1 号伊勢湾岸道路となっております。東側は水路を挟んで農地、南側は資材置き場、西側は市道を挟んで空地となっております。

次に、図面番号 3 の「計画図」を御覧ください。この図面は、敷地の施設配置を示しており、右下凡例のとおり、赤枠が敷地境界線、黄色の塗りつぶしが建築物である事務所棟、紫色で示しておりますのが廃棄物処理装置である破碎機でございます。敷地への車両の出入りは、黒三角 2 箇所を示しておりますように、北側の市道鍋田 40 号から行う計画でございます。市道鍋田 40 号の現在の幅員は 6.02m ですが、都市計画法の許可を受けて、申請者が施設の稼働までに幅員 9 m に拡幅することとなっております。また、敷地の外周には青色の線上に公害防止上有効な塀の設置や緑色塗りつぶしで示している緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に則した調査を実施し、騒音、振動等はすべて環境保全目標をクリアしております。

最後に、所在市長であります弥富市長へ照会したところ、「支障なし」との意見書の提出を受けていることを、御報告させていただきます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

特によろしゅうございますでしょうか。御意見、御質問ございませんか。

ということで、特に御意見、御質問もないようでございますので、採決させていただきますと思います。

第1号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

ありがとうございました。

それでは、御異議ないものと認めさせていただきますして、第1号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。本当に御多忙のところわざわざお越しいただきましてありがとうございます。

では、司会のほうを事務局にお返しいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

それでは、これもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後3時08分)